

(四) 新旧对照条文

（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>社会福祉法施行令</p> <p>（社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業）</p> <p>第一条 社会福祉法（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。</p> <p>一 法第二条第四項第四号に掲げる事業</p> <p>二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第五項に規定する居宅サービス事業又は介護保険法第七条第十八項に規定する居宅介護支援事業</p> <p>三 介護保険法第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設を經營する事業</p> <p>四 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までに規定する厚生大臣の指定した養成施設を經營する事業</p> <p>五 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）第七条第二号又は第三号に規定する厚生大臣の指定した養成施設を經營する事業</p> <p>六 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三条第一項第一号に規定する指定保育士養成施設を經營する事業</p> <p>七 前各号に掲げる事業に準ずる事業であつて厚生大臣が定めるもの</p>	<p>社会福祉事業法施行令</p>



(運営適正化委員会の委員の定数及び選任)

第二条 法第八十三条に規定する運営適正化委員会(以下「運営適正化委員会」という。)の委員(第四項及び第五項並びに第十一条を除き、以下「委員」という。)の定数は、福祉サービス利用援助事業に関する助言又は勧告及び福祉サービスに関する苦情の解決の相談、助言、調査又はあつせんの事務を第七条第一項に規定する合議体が適切に行うために必要かつ十分なものとして、都道府県社会福祉協議会が定める数とする。

2 都道府県社会福祉協議会は、前項に規定する定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

3 委員は、都道府県社会福祉協議会に置かれる選考委員会の同意を得て、都道府県社会福祉協議会の代表者が選任する。

4 前項の選考委員会は、福祉サービスの利用者を代表する委員、社会福祉事業を営業者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

5 第三項の選考委員会の委員は、都道府県社会福祉協議会の代表者が選任する。この場合においては、あらかじめ、厚生省令で定めるところにより、住民、福祉サービスの利用者、社会福祉事業を営業者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

6 前三項に規定するもののほか、選考委員会に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第四条 都道府県社会福祉協議会の代表者は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(運営適正化委員会の委員長)

第五条 運営適正化委員会に委員長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、運営適正化委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(運営適正化委員会の会議)

第六条 運営適正化委員会は、委員長が招集する。

2 運営適正化委員会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 運営適正化委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(合議体)

第七条 運営適正化委員会は、委員のうちから委員長が指名する者をもつて構成する合議体（以下「合議体」という。）で、次に掲げる事項に係る案件を取り扱う。

一 福祉サービス利用援助事業に関する助言又は勧告

二 福祉サービスに関する苦情の解決のための相談、助言、調査又はあつせん

2 合議体に長を一人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。

3 合議体を構成する委員の定数は、三人以上であつて運営適正化委員会が定める数とする。

4 合議体は、これを構成する委員の過半数（三人をもつて構成する合議体にあつては、これを構成する委員のすべて）が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、長の決するところによる。

6 運営適正化委員会において別段の定めをした場合は、合議体の議決をもつて運営適正化委員会の議決とする。

（運営適正化委員会の事務局）

第八条 運営適正化委員会の事務を処理させるため、運営適正化委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の名を受けて、局務を掌理する。

（委員等の秘密保持義務）

第九条 委員若しくは運営適正化委員会の事務局の職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（情報の公開）

第十条 運営適正化委員会は、毎年少なくとも一回、運営適正化委員会の業務の状況及びその成果について報告書を作成し、これを公表しなければならぬ。

(配分委員会の委員の任期等)

- 第十一条 法第百十三条第一項に規定する配分委員会の委員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員を生じたときは、遅滞なく、補欠の委員を選任しなければならぬ。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前二項に定めるもののほか、配分委員会に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(大都市等の特例)

- 第十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、法第百二十三条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十四条の三十の二第一項及び第二項に定めるところによる。
- 2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)において、法第百二十三条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の四十九の七第一項及び第二項に定めるところによる。

- 1 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、社会福祉事業法(以下「法」という。)第八十三条の二第一項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十四条の三十の二第一項及び第二項に定めるところによる。
- 2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)において、法第八十三条の二第一項の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の四十九の七第一項及び第二項に定めるところによる。

（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（判定書の交付）</p> <p>第一条 身体障害者更生相談所（身体障害者福祉法（以下「法」という。）第九条第五項に規定する身体障害者更生相談所をいう。以下同じ。）の長は、当該身体障害者更生相談所が法第十条第一項第二号ハ及びニに掲げる業務を行った場合において、当該身体障害者、市町村の設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）の長又は町村長（福祉事務所を設置する町村の長を除く。以下同じ。）から求めがあつたときは、判定書を交付しなければならない。</p> <p>（医師の指定等）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十五条第一項の指定を受けた医師について、その職務を行わせることが不相当であると認められる事由が生じたときは、都道府県知事は、社会福祉法第七条第二項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴いて、その指定を取り消すことができる。</p> <p>（都道府県の負担の対象とならない施設）</p> <p>第十条の二 法第三十七条第一項第三号の政令で定める施設は、次のと</p>	<p>（判定書の交付）</p> <p>第一条 身体障害者更生相談所（身体障害者福祉法（以下「法」という。）第九条第四項に規定する身体障害者更生相談所をいう。以下同じ。）の長は、当該身体障害者更生相談所が法第十条第一項第二号ハ及びニに掲げる業務を行った場合において、当該身体障害者、市町村の設置する福祉事務所（社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）の長又は町村長（福祉事務所を設置する町村の長を除く。以下同じ。）から求めがあつたときは、判定書を交付しなければならない。</p> <p>（医師の指定等）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十五条第一項の指定を受けた医師について、その職務を行わせることが不相当であると認められる事由が生じたときは、都道府県知事は、社会福祉事業法第六条第二項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴いて、その指定を取り消すことができる。</p>



おりとする。

- 一 身体障害者福祉ホーム
- 二 身体障害者福祉センター

(都道府県又は国の補助)

第十条の三 (略)

(国の負担の対象とならない施設)

第十条の四 法第三十七条の二第一項第一号の政令で定める施設は、第十条の二各号に掲げるものとする。

(都道府県又は国の補助)

第十条の二 (略)

（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（判定書の交付）</p> <p>第一条 知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（以下「法」という。）第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所をいう。以下この条において同じ。）の長は、当該知的障害者更生相談所が同条第二項第二号に規定する業務を行った場合において、当該知的障害者若しくはその保護者又は援護の実施者若しくは福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）の長から求めがあつたときその他必要があると認めるときは、知的障害者の福祉を図るために必要な事項を記載した判定書を交付しなければならぬ。</p> <p>（居宅における便宜の供与に関する措置の基準）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>（知的障害者デイサービスセンター等における便宜の供与に関する措置の基準）</p> <p>第三条 法第十五条の三第二項の措置は、知的障害者又はその介護を行う者であつて同項に規定する便宜を必要とするものがその自立の促進、生活の改善等を図ることができるよう、当該知的障害者又はその介護を行う者の障害その他の状況及びその置かれてある環境に応じて当該便宜を適切に供与することができる施設を選定して行うものとする。</p>	<p>（判定書の交付）</p> <p>第一条 知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（以下「法」という。）第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所をいう。以下この条において同じ。）の長は、当該知的障害者更生相談所が同条第二項第二号に規定する業務を行った場合において、当該知的障害者若しくはその保護者又は援護の実施者若しくは福祉事務所（社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）の長から求めがあつたときその他必要があると認めるときは、知的障害者の福祉を図るために必要な事項を記載した判定書を交付しなければならぬ。</p> <p>（居宅における便宜の供与に関する措置の基準）</p> <p>第一条の二 （略）</p>

(短期間入所に関する措置の基準)

第四条 法第十五条の第三項の措置は、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切に保護することができる施設を選定して行うものとする。

(共同生活を営むべき住居における援助に関する措置の基準)

第五条 (略)

(国又は都道府県の負担)

第六条 法第二十五条第一項の規定による都道府県の負担は、各年度において、第八条に定める基準に従つて算定した法第二十二条第三号に掲げる費用の額から、その費用のための収入の額を控除した額について行う。

2 法第二十六条第一項の規定による国の負担は、各年度において、第八条に定める基準に従つて算定した市町村又は都道府県が法第二十二条(第一号の二を除く。)又は第二十三条(第二号の二を除く。)の規定により支弁した費用の額から、厚生大臣が定める基準によつて算定した法第二十七条の規定による徴収金の額その他その費用のための収入の額を控除した額について行う。

(都道府県の負担の対象とならない施設)

第七条 法第二十五条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

一 知的障害者デイサービスセンター

二 知的障害者通勤寮

(短期間入所に関する措置の基準)

第一条の三 法第十五条の第三項の措置は、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切に保護することができる施設を選定して行うものとする。

(共同生活を営むべき住居における援助に関する措置の基準)

第一条の四 (略)

(国又は都道府県の負担)

第二条 法第二十五条第一項の規定による都道府県の負担は、各年度において、次条に定める基準に従つて算定した法第二十二条第三号に掲げる費用の額から、その費用のための収入の額を控除した額について行う。

2 法第二十六条第一項の規定による国の負担は、各年度において、次条に定める基準に従つて算定した市町村又は都道府県が法第二十二条(第一号の二を除く。)又は第二十三条(第二号の二を除く。)の規定により支弁した費用の額から、厚生大臣が定める基準によつて算定した法第二十七条の規定による徴収金の額その他その費用のための収入の額を控除した額について行う。

三 知的障害者福祉ホーム

(費用の算定基準)

第八条 (略)

2 (略)

(国の負担の対象とならない施設)

第九条 法第二十六条第一項第一号の二の政令で定める施設及び同項第三号の政令で定める施設は、第七条各号に掲げるものとする。

(国又は都道府県の補助)

第十条 (略)

2 (略)

(大都市等の特例)

第十一条 (略)

2 (略)

(費用の算定基準)

第三条 (略)

2 (略)

(国又は都道府県の補助)

第四条 (略)

2 (略)

(大都市等の特例)

第五条 (略)

2 (略)